



ゴルフ会員権のクロス取引

最近、ゴルフ会員権が値下がりしたため、会員権の譲渡損失を利用した不正還付申告が話題を集めています。今回は、ゴルフ会員権を買戻条件付きで譲渡（クロス取引）し、その譲渡損失を給与所得と損益通算して所得税の還付申告をしたことが、国税通則法68条1項の仮装に当たるか否かで争った裁決事例を紹介します。有価証券のクロス取引についてはすでに数件の事例がありますが、ゴルフ会員権については初めての事例です（平成8年1月31日裁決）。

◎請求人Xは、平成4年12月10日にJ社とゴルフ会員権の売買契約を締結しました。この契約は、①J社が会員権を600,000円で買い取る、②その後、同額でJ社から買戻す、③売買代金は、同額の買戻しなので金銭の移動はなしとする、④会員権の名義の書換えは必要なし、という条件でした。Xは、平成5年1月11日に、契約どおりJ社から会員権を600,000円で買戻しました。

その後Xは、ゴルフ会員権の譲渡損失5475000円（売買代金600,000円 - 取得費6000,000円 - 手数料75,000円）を給与所得と損益通算して申告書を提出し、所得税2,904,840円の還付を受けました。

◎これに対し、原処分庁は、Xの一連の行為はゴルフ会員権の含み損を解消する手段として虚偽の売買を仮装したものとして、更正処分及び重加算税の賦課決定処分を行いました。

Xは、故意に取引を仮装したものでもなければ、脱税を意図したものでもないとして、これらの処分のうち重加算税の取消しを求めて審査請求に及んだものです。

◎国税不服審判所は、重加算税を課すためには、課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部の隠ぺい又は仮装が有り、その隠ぺい又は仮装を原因として過少申告の結果が発生したもので

あれば足り、それ以上に、申告に際し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではないと判示したうえで、次のような事実認定により、Xの行為は、「損益通算を行うためのみの目的で本件会員権の譲渡取引があったかのような仮装をしたことにはかならない」として、重加算税の賦課決定を適法と判断しました。

- ① 会員権に係る取引に金銭の授受がなかったにもかかわらず、本件会員権の売却代金とする領収書を発行していること
- ② ゴルフ会員権の譲渡の際に作成する、ゴルフ会員権譲渡通知書、一般名義書換申請書、紛失届及び委任状の各用紙には、住所・氏名欄のみに請求人の住所・氏名の記載、押印があるものの、実際には名義変更は行われていないこと
- ③ 本件会員権の取引相手であるJ社の経理処理は、譲渡に関し仕入及び売上の計上がなく、手数料のみ計上されていること
- ④ Xは、本件会員権の売却により譲渡損失を生じさせれば損益通算ができる事を承知していたこと
- ⑤ Xは、売却代金を受領することなしに会員権を売却することとし、売却代金と同額で買戻しているのであるから、実質的な損失は生じていないことを十分承知していたこと

(資料提供 税理士情報ネットワーク編集室)